

(第1号様式)

対象年齢クラス 0・1・2・3・4・5

令和6年度 保育所等入園申込書 (兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書)

有田川町長 中山正隆 様

受付印

次のとおり施設型給付費等に係る教育・保育給付認定の申請及び保育利用を申し込みます。
適正な教育・保育給付認定及び利用者負担の算定(副食費の免除含む)のため、世帯員及び扶養義務者に関して、有田川町が市区町村住民税課税状況や住民基本台帳等必要な公簿の照会・調査等を行うこと、また、他市町村からの照会・調査等に応じ、資料を提供すること、並びに利用調整及び入園決定時に特定教育、保育施設等に資料を提供することについて同意します。

○裏面にある記入上の注意をよく読んで、楷書ではっきりとご記入ください。※印の欄は記入する必要はありません。

令和 年 月 日 申込 ※他市町村から転入された場合は、所得等がわかる証明書を提出していただく場合があります
保護者 氏名 印 令和5年1月1日時点の住所 令和6年1月1日時点の住所(予定)
住所 有田川町 地区名( ) □左記と同じ・町内別住所 □左記と同じ・町内別住所
□他市町村( ) □他市町村( )

対象児童 フリガナ 生年月日 性別 きょうだい何番目が
氏名 □平成 年 月 日 □男 第 子
□令和
入園を希望する保育所等 第1希望 (希望理由)
第2希望 (希望理由)
第3希望 (希望理由)
保育の希望区分 (どちらかにチェック)
□1号認定(3~5歳児) ... 2号・3号認定以外で教育・保育を希望する家庭
□2号認定・3号認定(0~5歳児) ... 就労等で保育を必要とする家庭 (以下の保育を必要とする理由の該当にチェックを入れる)
保育を必要とする理由 ※2・3号認定の方のみ
父 □就労 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職 □就学 □その他( )
母 □就労 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職 □就学
□妊娠・出産(出産予定日:令和 年 月 日) □その他( )
利用を希望する期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
利用を希望する時間 (1号認定の場合、9:00~15:00の間で記入) 時 分 ~ 時 分

○対象児童の家庭の状況(申込み時点の状況を記入してください)

区分 氏名 入所児童との続柄 生年月日 性別 職業または学校・保育所名 住居の別 備考
対象児童の世帯員
生活保護の状況 □適用なし □適用あり(受給開始日:昭・平・令 年 月 日から)
家庭の状況 □ひとり親世帯
□在宅障害児(者)のいる世帯(同一世帯に限る)

※この欄は、記入の必要はありません。

市町村記入欄 保育の実施の要否 利用期間 認定区分
□要・□否 自 年 月 日 □1号
(理由) 至 年 月 日 □2号 (□短時間・□標準時間)
令和 年 月 日承諾 入所保育所 □3号 (□短時間・□標準時間)

# 記入上の注意

この入園申込書は、保護者の方が次の点に注意し記入のうえ有田川町役場金屋庁舎こども教育課・町内公立認定こども園(保育所)に提出してください。

なお、そのご家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに入園申込書を提出してください。

1. 「対象児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものにチェックを入れてください。
2. 「入園を希望する保育所等」は、希望する順位に従い保育所等の名称を記入し、また、希望する理由(例えば、既にきょうだいが入園しているため、距離が近いため、延長保育を実施しているため等)を記入してください。
3. 「利用を希望する期間」には、令和6年度中の期間で、以下の保育の利用を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。  
(※1号認定の場合、保育の理由に関係なく希望期間を記入してください)
4. 「利用を希望する時間」には、保育を利用したい時間を記入してください。  
(※1号認定の場合、9:00～15:00の間で記入してください。)
5. 2・3号認定の児童が保育所等へ入園できる基準は下の表に掲げる場合等です。「保育の実施を必要とする理由」の欄については、該当する理由にチェックをつけてください。  
(※2号認定、3号認定の場合のみ)
6. 「対象児童の世帯員」の欄は、対象児童本人以外の対象児童の両親、きょうだいや祖父母、同居している親族等の全員について記入するとともに、「続柄」「生年月日」「性別」「職業または学校・保育所名」を記入し、「住居の別」にチェックを入れてください。対象児童のきょうだいで、進学等で別居している家族についても氏名・続柄等を記入いただき、「住居の別」欄にてチェックを入れてください。
7. 保育所等へ入園については、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

## 保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒をみている者)が次のいずれかの事情にある場合です。集団生活に慣れさせるため、下の子に手がかかる等の理由では入園の対象とはなりません。

### (1) (家庭外労働)

児童の保護者が家庭の外で仕事をしているので、その児童の保育ができない場合

### (2) (家庭内労働)

児童の保護者が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているので、その児童の保育ができない場合

### (3) (保護者の妊娠・出産)

児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合

### (4) (保護者の疾病・障害)

児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があり、その児童の保育ができない場合

### (5) (介護等)

児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育が出来ない場合

### (6) (災害復旧)

火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

### (7) (求職活動)

児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合

### (8) (就学)

児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育が出来ない場合

### (9) (虐待・DV)

児童が虐待を受けている・または受けるおそれがある、保護者がDVを受ける等で児童の心身に危険が及ぶと判断される場合